

大規模小売店舗立地法第6条第2項に係る変更届出の要旨の掲示（1/3）

1 店舗の名称

イオンタウン安原ショッピングセンター

2 所在地

青森県弘前市大字泉野1丁目4-2 外

3 届出者

イオン東北株式会社
代表取締役 辻 雅信
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社
代表取締役 野々口 剛
東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

株式会社コムネット
代表取締役 佐藤 隆志
宮城県東松島市矢本字北浦97番地2

株式会社ワークマン
代表取締役 小濱 英之
群馬県伊勢崎市柴町1732番地

4 変更事項

① 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

	位 置	収容台数
変更前	駐車場	705台
変更後	駐車場	545台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

	位 置	収容台数
変更前	駐輪場(1)	50台
	駐輪場(2)	40台
	駐輪場(3)	55台
	駐輪場(4)	30台
	駐輪場(5)	70台
	駐輪場(6)	50台
	計	295台
変更後	駐輪場(1)	50台
	駐輪場(2)	40台
	駐輪場(3)	55台
	駐輪場(4)	10台
	駐輪場(5)	10台
	計	165台

大規模小売店舗立地法第6条第2項に係る変更届出の要旨の掲示 (2/3)

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

	位 置	面 積
変更前	荷捌施設(1)	285 m ²
	荷捌施設(2)	435 m ²
	荷捌施設(3)	86 m ²
	荷捌施設(4)	129 m ²
	荷捌施設(5)	69 m ²
	荷捌施設(6)	193 m ²
	計	1,197 m ²
変更後	荷さばき(1)	285 m ²
	荷さばき(2)	435 m ²
	荷さばき(3)	13 m ²
	荷さばき(4)	41 m ²
	荷さばき(5)	260 m ²
	計	1,034 m ²

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	位 置	面 積
変更前	廃棄物保管施設(1)	47 m ³
	廃棄物保管施設(2)	7 m ³
	廃棄物保管施設(3)	9 m ³
	廃棄物保管施設(4)	11 m ³
	廃棄物保管施設(5)	4 m ³
	廃棄物保管施設(6)	8 m ³
	廃棄物保管施設(7)	4 m ³
	廃棄物保管施設(8)	26 m ³
	計	116 m ³
変更後	廃棄物(1)	47 m ³
	廃棄物(2)	7 m ³
	廃棄物(3)	9 m ³
	廃棄物(4)	11 m ³
	廃棄物(5)	4 m ³
	廃棄物(6)	4 m ³
	廃棄物(7)	6 m ³
	廃棄物(8)	35 m ³
	計	123 m ³

② 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

【変更前】

小売業者	開店時間	閉店時間
イオン東北株式会社	24時間	
株式会社サンデー	午前 7時00分	午後 9時00分
株式会社ツルハ	午前 9時00分	午後 10時00分
有限会社つるや	午前 9時00分	午後 10時00分
株式会社大創産業	午前 9時00分	午後 10時00分
株式会社ジーフット	午前 9時00分	午後 10時00分
株式会社デジタルサービス	午前 9時00分	午前 0時00分

大規模小売店舗立地法第6条第2項に係る変更届出の要旨の掲示 (3/3)

【変更後】

小売業者	開店時間	閉店時間
イオン東北株式会社	24時間	
株式会社サンデー	午前 7時00分	午後 9時00分
株式会社ツルハ	午前 9時00分	午後 11時00分
有限会社つるや	午前 9時00分	午後 10時00分
株式会社大創産業	午前 9時00分	午後 10時00分
株式会社ジーフット	午前 9時00分	午後 10時00分
株式会社デジタルサービス	午前 9時00分	午前 0時00分
株式会社ワークマン	午前 7時00分	午後 8時00分

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

【変更前】

位置	荷さばき可能時間帯
荷捌施設(1)	24時間
荷捌施設(2)	午前 7時00分 ~ 午後 9時00分
荷捌施設(3)	午前 7時00分 ~ 午後 9時00分
荷捌施設(4)	午前 7時00分 ~ 午後 9時00分
荷捌施設(5)	午前 7時00分 ~ 午後 9時00分
荷捌施設(6)	午前 6時00分 ~ 午後 9時00分

【変更後】

位置	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設(1)	24時間
荷さばき施設(2)	午前 7時00分 ~ 午後 9時00分
荷さばき施設(3)	午前 7時00分 ~ 午後 9時00分
荷さばき施設(4)	午前 7時00分 ~ 午後 9時00分
荷さばき施設(5)	24時間
荷さばき施設(6)	午前 6時00分 ~ 午後 9時00分

5 変更理由

テナント入れ替えに伴う店舗運営計画の見直しのため。

6 変更年月日

令和 7年 5月 26日

問い合わせ先

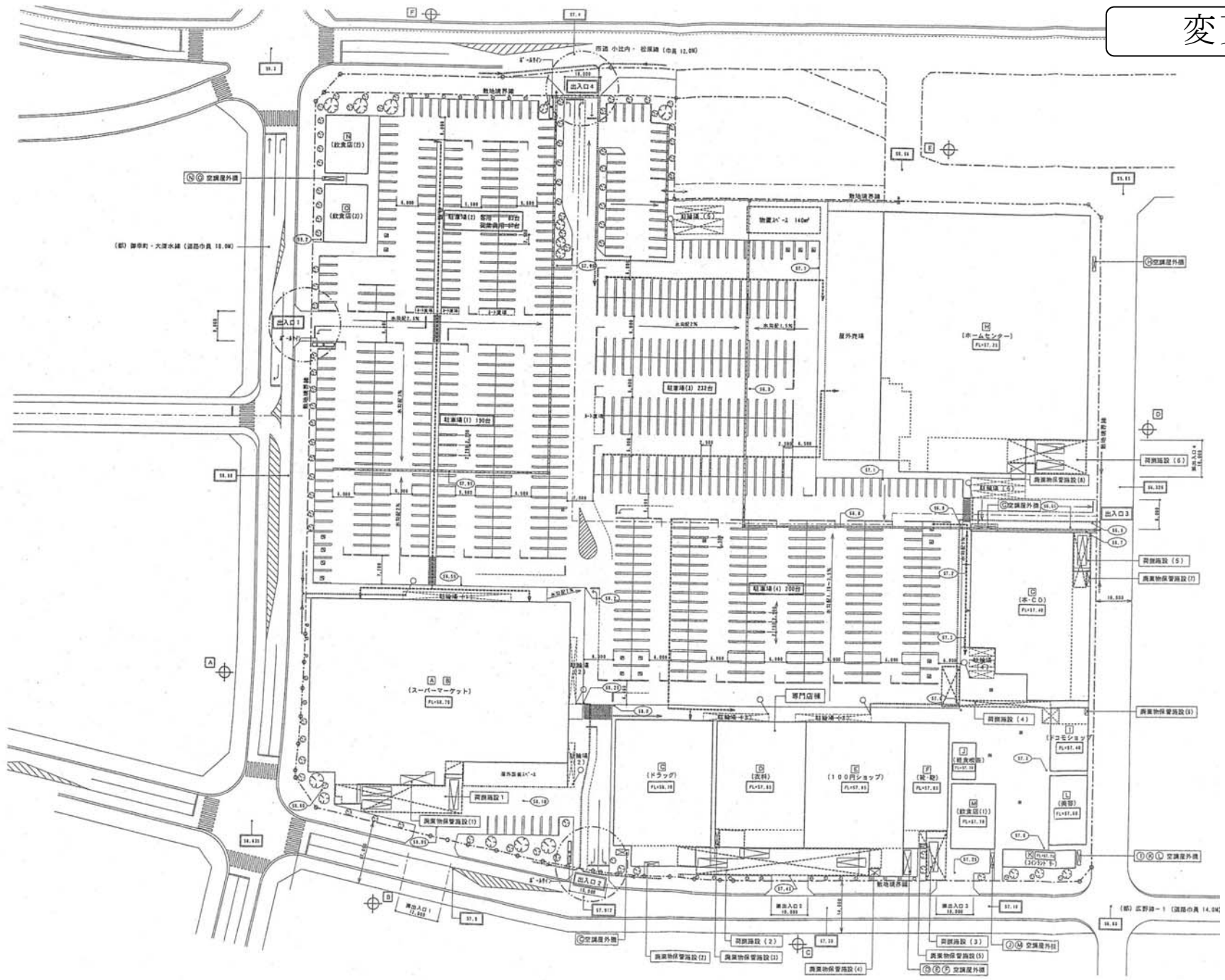
イオン東北株式会社 開発本部 開発部 本田

住所：秋田県秋田市檜山川口境 5-11

連絡先：018-889-2111

本件に関する大規模小売店舗立地法に係る届出書類等は、青森県経済産業部地域企業支援課及び弘前市商工部商工労政課において、令和 6年10月15日から令和 7年2月17日まで閲覧できます。

変更前



変更後

